平成 30 年度第 2 回金沢市景観審議会

日　　時：平成 31 年 2 月 7 日（木）　午後 1 時 30 分～午後 3 時

会　　場：金沢市庁舎 7 階　全員協議会室

出席委員：福光会長、宇佐美委員、川端委員、小林委員、関戸委員、土田委員、鍔委員、中村委員、西野辰哉委員、馬場先委員、山田委員（代理：谷内上専門員）、鈴見委員

欠席委員：川村副会長、川﨑委員、坂本委員、玉田委員、中森委員、西野茂委員、能木場委員、増田委員

事 務 局：都市整備局　　木谷局長

景観政策課　　松矢課長、中谷課長補佐、不破係長、中村係長、寺井主査、中村主査、井ノ山技師

企画調整課　　髙桒課長（代理：山本主査）

歴史都市推進課　高木課長

都市計画課　　坪田課長

緑と花の課　　田村課長

建築指導課　　北本課長（代理：坂居室長）

道路建設課　　木村課長（代理：木谷室長）

1　開会

2　都市整備局長あいさつ

3　議事

〔報告案件〕

（１）平成 30 年度景観施策について

・景観関連各種届出件数

・景観審議会及び専門部会の開催

（２）平成 30 年度下期専門部会審議結果

①建物部会

・森山町小学校校舎改築工事（森山 2 丁目地内）

・ホテル新築計画（香林坊 1 丁目地内）

・ホテル新築計画（広坂 1 丁目地内）

②用水みちすじ部会

・ひがし茶屋街（旧一番丁通り）無電柱化及び道路修景整備事業

・旧観音町通り無電柱化及び道路修景整備事業

③計画部会

・眺望景観形成条例（仮称）骨子案

4　その他

5　閉会

―――事務局からの説明―――

（会長）

それでは、これまでの各専門部会からの報告について、ご質問等はあるか。

（Ａ委員）

建物部会の報告について質問させていただきたい。広坂のホテルの建築だが、21 世紀美術館から後ろ側は見えるのか。それと、見える場合、その見え方の検討をされていれば、説明をお願いする。

（事務局）

21 世紀美術館側からもシミュレーションのパースを作成して審議しており、基本的には、今の建てる裏側には 21 世紀美術館プロジェクト工房という低い建物が建っているため、2 階、3 階ぐらいまでは建物がかぶって切れてくるということになる。今、パースでの紹介はなかったのだが、先ほど説明させていただいたとおり、正面の石張りとカーテンウォールを踏襲して、裏側にも、そういったしつらいのデザインをしている。よく設備関係がどうしても裏側に出てきたりするケースがあるが、今回は設備を置く場所も考慮していただいて、裏側感がないような形態を設計者の方で検討していただいている。

（Ａ委員）

もう一つ、お聞きしたいのだが、後ろからの出入りはできないのか。

（事務局）

後ろは、今ほど言った建物が建っており出入りできない。

（Ａ委員）

建物があるということが分かった。本当は、今後、建物がその横に並んでいくときには、美術館側からの見え方と、広坂通りとの行き来ができるようなことが望ましいというお話があったかと思うが、この場合には、もう既に 21 美側に建っていて、行き来ができないということですね。

（会長）

要するに、能楽美術館のように、向こうへ通り抜けられると良いということを言っておられるわけか。これは全く新しく建て替えるわけだが、そういうのはないということである。

（Ｂ委員）

茶屋街の無電柱化の中で、今回、ソフト柱が設置されるということだが、なじみのない言葉なので、どんなものなのか教えていただきたい。

（事務局）
　電柱というのは、まっすぐ立っていて、それに電線がぶら下がっている。ソフト柱というのは電線がなく、柱だけが立っている。その柱の先端部分に、地上機器のトランスや開閉器などが、太さをそのままにして入り込んだものになっている。見た感じは普通の電柱と同じ形だが、色はブラウン系にして、それに街路灯を設置して電柱のような形になっている。
（Ｂ委員）
　そうすると、無電柱化という言葉がいいかどうかということだ。
（事務局）
　ここの場所は大変通りが細くて、住宅地が密集しており、地上機器の置き場が確保できない場合、全国でもこのようなソフト柱という形で、電線をなくして電柱だけが残って地上機器が上に行き、コンパクトに収まっている形になっている。
（会長）
　ポールといった方がいいかもしれない。無電柱ではないということか。
（Ｃ委員）
　従来の無電柱化では、いろいろなやり方があったのだが、もう少し気軽にできるというか、金沢方式というものを提案していたはずである。住宅連担地は、金沢方式が適当ではないかと思うのだが、この辺の検討はどのようになされたのか、お聞かせいただきたい。
（事務局）
　金沢方式で有名なのが主計町で、軒先をずっと電線が連なった形で、建物の持ち主の方にご協力していただいて無電柱化を進めるというのが特徴である。今回の東山のケースでは、軒先がそろっていなかったり、家が建っていない部分があったりして、どうしても電線が残る形で、主計町のように軒先がきれいに並んだ形でないと軒下配線ができなかったという結果である。
（会長）
　きちんと金沢方式は検討されているということである。
（Ｄ委員）
　計画部会の眺望景観の件だが、確かに、こちらでは行為の届出が必要だと書いてあって、建築物の新築、木竹の伐採、広告物の表示、屋外照明の設置など、あらかじめ市長に届けることになっている。しかし、その見え方というのは主観的な部分も感じられるので、邪魔だなと思う景観を事前にどうやって把握できるのか疑問に思うのだが、その辺のところは、ご議論なされたのか。
（事務局）
　これまでも景観条例の中に眺望景観という観点があり、例えば高さが 10m を超える、または、15m を超える建物に関しては事前にシミュレーションをして、見え方を事前に検討していただいている。届出も、一定規模以上と今は思っているのだが、今後詰めていきた

いと考えている。
（会長）
　今、シミュレーションもいろいろできる。
（事務局）
　現時点でも届出の義務付けているのだが、それを今回、新たに条例を作ることで、どういった視点で、どれぐらいのボリュームでというものを再度検討しながら基準を作っていきたいと思っている。
（会長）
　各専門部会からの報告については、これで了承するということでよろしいか。
（全委員）
　異議なし。

－以上－